

対象資産	対象資産の具体例	取得時期	適用期間	特例割合	根拠法令
ガス事業用資産	ガス圧縮機、蓄ガス器など	平成29年4月1日以降	最初の5年間	3分の1	地方税法第349条の3第2項
			その後5年間	3分の2	
(公共の危害防止施設等)汚水又は廃液処理施設	油水分離装置、汚泥処理装置など	令和4年4月1日から令和6年3月31日	期限なし	2分の1	地方税法附則第15条第2項第1号
(公共の危害防止施設等)下水道除害施設	ペーハー調整槽、加圧浮上分離装置など	令和4年4月1日から令和3年3月31日	期限なし	5分の4	地方税法附則第15条第2項第5号
雨水貯留浸透施設	浸透ます、透水性舗装など	平成30年4月1日から令和3年3月31日	期限なし	4分の3	旧地方税法附則第15条第8項
		令和3年5月10日から令和6年3月31日	期限なし	3分の1	地方税法附則第15条第42項
再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備1000キロワット未満)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備であるものを除く	令和2年4月1日から令和6年3月31日	3年間	3分の2	地方税法附則第15条第25項第1号
再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備1000キロワット以上)				4分の3	地方税法附則第15条第25項第2号
再生可能エネルギー発電設備(風力発電設備20キロワット以上)				3分の2	地方税法附則第15条第25項第1号
再生可能エネルギー発電設備(風力発電設備20キロワット未満)				4分の3	地方税法附則第15条第25項第2号
再生可能エネルギー発電設備(水力5000キロワット以上)				4分の3	地方税法附則第15条第25項第2号
再生可能エネルギー発電設備(水力5000キロワット未満)				2分の1	地方税法附則第15条第25項第3号
再生可能エネルギー発電設備(地熱1000キロワット未満)				3分の2	地方税法附則第15条第25項第1号
再生可能エネルギー発電設備(地熱1000キロワット以上)				2分の1	地方税法附則第15条第25項第3号
再生可能エネルギー発電設備(バイオマス10000キロワット以上20000キロワット未満)				3分の2	地方税法附則第15条第25項第1号
再生可能エネルギー発電設備(バイオマス10000キロワット未満)				2分の1	地方税法附則第15条第25項第3号
浸水防止用設備				防水扉、止水板、排水ポンプ、換気口浸水防止機など	平成29年4月1日から令和7年3月31日
特定事業所内保育施設	特定事業所内保育施設の用に供する固定資産	平成29年4月1日から令和6年3月31日	5年間	2分の1	地方税法附則第15条第32項
家庭的保育事業	当該事業の用に供する償却資産		期限なし	2分の1	地方税法第349条の3第27項
居宅訪問保育事業	当該事業の用に供する償却資産		期限なし	2分の1	地方税法第349条の3第28項
事業所内保育事業	当該事業の用に供する償却資産		期限なし	2分の1	地方税法第349条の3第29項
先端設備等導入計画で認定を受けた設備	中小事業者等が先端設備導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品	平成30年6月6日から令和3年3月31日	3年間	0	旧地方税法附則第15条第41項
	中小事業者等が先端設備導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した構築物	令和2年4月30日から令和3年3月31日			
	中小事業者等が先端設備導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物	令和3年4月1日から令和5年3月31日			
先端設備等導入計画で認定を受けた設備(地方税法による特例措置)	従業員の賃上げ計画の表明なし	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	2分の1	地方税法附則第15条第45項
	従業員の賃上げ計画の表明あり	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	3分の1	
		令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	3分の1	